指定認知症対応型共同生活介護

グループホーム　ふるさとの森

契約書

重要事項説明書

個人情報取り扱いについて

利用契約書

（契約の目的）
第１条　グループホーム　ふるさとの森（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定され尚且つ認知症の状態にある利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って共同生活住居において、家庭的な環境の下で食事、入浴、排泄等の介護その他の日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように、指定認知症対応型共同生活介護を提供し、一方、利用者及び身元引受人は当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

（適用期間）
第２条　本契約は、利用者が指定認知症対応型共同生活介護（グループホーム）利用契約書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は新たに同意を得ることとします。
２　利用者は前項に定める事項の他、本契約、重要事項説明書の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することが出来るものとします。

（利用者からの解除）
第３条　利用者及び身元引受人は、当施設に対し退居の意思表明をすることにより、本契約に基づく入居利用を解除、終了することができます。

（当施設からの解除）
第４条　当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入居利用を解除、終了することができます。
①利用者が要介護・要支援認定において自立又は要支援１と認定された場合
②利用者の病状、心身の状態等が著しく悪化し、当施設での適切な指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供を超えると判断された場合
③利用者及び身元引受人が、本契約に定める利用料金を２ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにも関わらず２週間以内に支払われない場合
④利用者が当施設、当施設の職員又は他の入居者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
⑤天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用することが出来ない場合

（利用料金）
第５条　利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対し、本契約に基づく指定認知症対応型共同生活介護サービスの対価として、重要事項説明書の利用単位ごとの料金を基に計算された月ごとの合計額、及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
２　当施設は、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月１０日までに送付し、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の２０日までに支払うものとします。なお、支払い方法については別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
３　当施設は、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

（記録）
第６条　当施設は、利用者の指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後２年間保管します。
２　当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、身元引受人はその他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

（身体の拘束）
第７条　当施設は、原則として利用者に対し身体拘束は行いません。但し、自傷他害の恐れがあるなど緊急やむを得ない理由は、施設管理者が判断し、家族等に対して身体拘束マニュアルに則り詳細な説明の上、充分な理解と同意のもとに身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合、その行為に至るまでの緊急やむを得なかった理由、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況など、所定書式に記録することとします。

（秘密の保持）
第８条　当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元引受人、もしくはその家族等に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。但し、次号における情報提供については、利用者及び扶養者から予め同意を得た上で行うこととします。
①介護保険サービスの利用をするために、市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供
②介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。但しこの場合、利用者個人を特定出来ないようにすることを厳守します。
２　前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱とします。

（緊急時の対応）
第９条　当施設は、利用者に対し、看護職員の判断により主治医の診察や他病医院の診察が必要と認める場合、主治医及び協力医療機関又は協力歯科医療機関での診察を依頼することがあります。
２　当施設は、利用者に対し、当施設における指定認知症対応型共同生活介護サービスでの対応が困難な状態と判断された場合、他の専門的機関を紹介します。
３　当施設は、入居利用中に利用者の心身状態が急変した場合、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（要望又は苦情等の申し出）
第１０条　利用者及び身元引受人は、当施設の提供する指定認知症対応型共同生活介護サービスに対しての要望又は苦情等について、施設管理者又は、介護老人保健施設　ふるさとの森事務長に申し出ることが出来ます。更に、介護老人保健施設　ふるさとの森、グループホーム　ふるさとの森の各玄関に備付けられた「ご意見箱」に投稿し申し出ることが出来ます。

（賠償責任）
第１１条　指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供に伴って、当施設の責任に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。
２　利用者の責任に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対しその損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）
第１２条　この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

付則

１　「要支援２」の方がご利用の場合、文書中の「認知症対応型共同生活介護」とある部分を「介護予防認知症対応型共同生活介護」、又は、第１条中の「要介護」を「要支援」と読み替えるものとします。

２　入院に関する入居継続の可否について

当ホームでは入院に関する取り扱いに関し、以上の場合においては入居期間継続といたします。

・おおむね１～４週間以内の入院加療にて、退院後も通常の認知症対応型共同生活介護サービスでの対応が可能であると見込まれる入院。

但し、上記を超える入院加療が見込まれる場合、又は脳梗塞や骨折等による入院であり後遺症が懸念される場合や退院後、当ホームでのサービス継続が困難な状態であると判断される場合においては退居対象となります。その場合は、責任を持って他の専門的機関の紹介と手続き等のお手伝いをさせて頂きます。

入院期間中の利用料金について

入院期間中の入居継続が決定された場合の利用料金請求

	介護サービス料 （１割負担分）	居室料 （1600 円/1 日）	光熱費 （500 円/1 日）	食　費 （200・350・350）
入院日	○	○	○	実食された分
入院中	×（※１）	○	×	×
退院日	○	○	○	実食された分

※１　入院日翌日から６日間は１日につき 246 単位の請求が発生します

改定　平成３０年　４月１日から適用

以上

重要事項説明書

１．事業の目的と運営方針

事業の目的	医療法人誠晴會が設置するグループホームふるさとの森（以下、「事業所」という）が行う、指定認知症対応型共同生活介護（以下「事業」という）は、自立した生活が困難になった認知症の状態にある要介護者（以下、「利用者」という）について、共同生活住居において、認知症の症状進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう適切な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とします。
運営の方針	・事業者は介護保険法の趣旨に沿って、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者が共同生活住居における家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活を営むことができるようにすることを目指します。 ・事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。 ・事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

２．事業・サービスの内容

認知症状のある高齢者がスタッフと一緒に買い物や洗濯、食事作りなど、自宅で生活していた時と同じような雰囲気での共同生活を提供します。

（１）事業所経営法人

法人名	医療法人誠晴會		
法人所在地	佐賀県鹿島市大字高津原 1867 番地 1		
代表者職氏名	理事長　納富貴		
電話番号	0954-63-1117	FAX 番号	0954-63-1114
設立年月日	平成８年７月 17 日		

（２）事業所概要

事業所の名称	グループホームふるさとの森		
事業所の種類	指定認知症対応型共同生活介護		
事業所の所在地	佐賀県藤津郡太良町大字糸岐 6851 番地 1		
電話番号	0954-67-8700	FAX 番号	0954-67-0800
管理者氏名	山中龍太郎		
開設年月日	平成 26 年８月１日		
利用定員	９人（指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者を含む）		

（３）事業所の従業者体制

職種	従事するサービス種類、業務	人員
管理者	業務の一般的な管理	１名
計画作成担当者	認知症対応型共同生活介護計画の作成	１名（管理者と兼務）
看護職員	健康チェック及び処置、通院介助等	１名（介護職兼務）
介護職員	介護業務	６名以上
日々の業務体制	日中：３名以上、夜間：１名	

（4）居室・設備の概要

当事業所では以下の設備をご用意しています。入居される居室はすべて個室です。ご契約の際に、居室の希望を確認した上で、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況を勘案して居室を決定致します。

設備の種類	特色
居室（個室）	全部で９室。9.93 ㎡。介助用ベッド、チェスト、冷暖房完備
食堂	ゆったりとした空間でお食事ができます
台所	食堂と対面式でオープンキッチン。共同作業が可能です。
居間	天井も高く広々とした空間で快適な日常生活がおくれます。
便所	３カ所設置。車いすでも十分に出入りが可能な障害者用トイレとなっています。
浴室	個人浴槽。入浴の際は必ず職員が介助をさせて頂きます

※上記は厚生労働省が定める基準により設置が義務付けられている施設設備です。

３．当事業所が提供する利用料金

別紙「グループホームふるさとの森１号館料金表」の通り。

４．利用料金お支払い方法

前記の料金・費用は、１ケ月毎に集計します。請求書を翌月の 10 日までに発行しますので、20 日までには下記の何れかの方法でお支払い下さい。

① 郵便局口座からの自動引き落とし
② 指定口座への振り込み
③ 窓口での現金払い

５．サービス利用にあたっての留意事項

① 利用者又はその家族は体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報下さい。
② 利用者又はその家族は、事業所の整理整頓その他環境衛生を保持するため、事業所への協力をお願いします。
③ 利用者は外出を希望される場合は、所定の手続きにより管理者に届けて下さい
④ 従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

６．緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び利用者の家族に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。

７．事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

８．個人情報の取り扱いについて

別紙「個人情報の取り扱いについて」のとおり

９． 退去者に対するサービス提供するための連携・支援体制について

共同生活住居からの退去者に対するサービス提供確保のための連携・支援体制

退去に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、居宅介護支援事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等のサービス提供機関や病院と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うよう努めます。

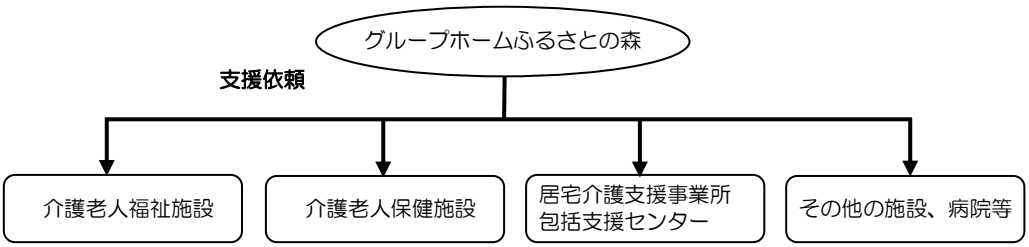

１０． 夜間及び緊急時における対応等のための連携・支援体制について

グループホームふるさとの森２号館の職員（管理者）により 24 時間連絡体制を確保し、利用者の通常の健康管理及び夜間緊急時の対応を適切に実施するように努めます。夜間・緊急時には下記の機関及び利用者の家族へ連絡する等の連携・支援体制のもとで必要な措置を講じます。また、管理者は市町村に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

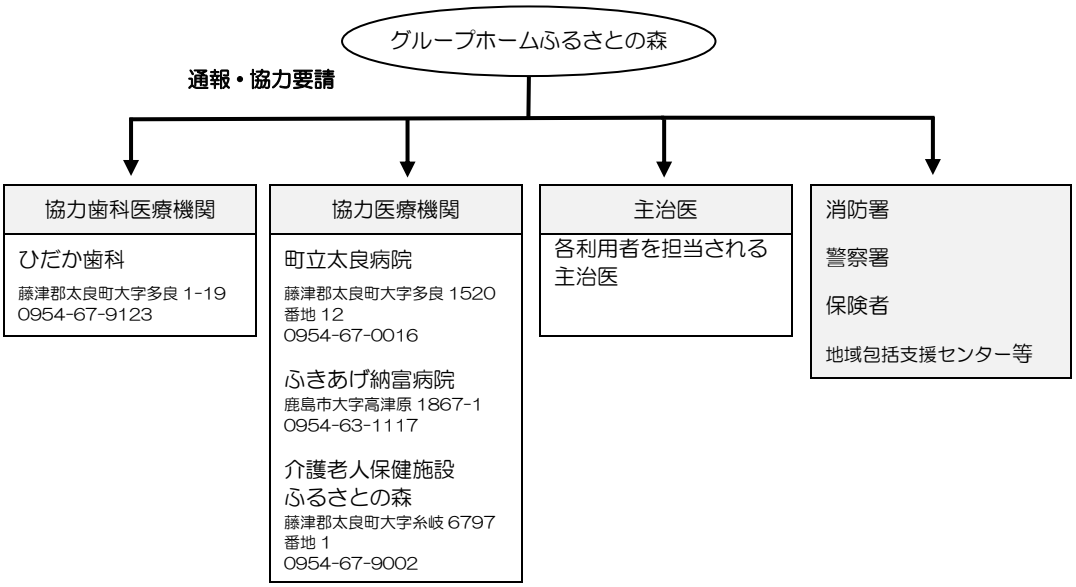

１１． 重度化対応及び看取りに係る指針

（１）当ホームにおける重度化対応及び看取りに関する考え方

重度化された場合及び、医師からの終末期ケアへの移行段階と判断された場合の対応にあたっては、介護方法と治療等についてご本人並びにご家族様の意向を最大限に尊重したケアの提供を行います。利用者と事業者との間で十分な話し合いを行い、相互に同意された内容について確認をとりながら、多職種協働によりご本人及びそのご家族への継続的支援を図ります。また、重度化されても安心して生活して頂けるよう、医療機関等との連携およびチームケアを推進した取り組みを行います。

１）　尊厳ある生活と生活の質を保ち、「その人らしい」生活を実現するために環境を整え実現できるケアに努めます。

２）　出来る限りホームでの安定した生活を継続して頂けるよう、看護師による日常的、且つ定期的な健康管理に留意します。万が一医療的ニーズが発生した場合には迅速に適切な対応がとれるよう、医療機関との連携を図ります。また、やむを得ず、当ホームでの生活の継続が困難となられた場合は、ご本人・ご家族様への説明・同意を得て、次の生活拠点の確保とスムーズな移動が出来るよう配慮します。

（２）重度化及び終末期と判断された場合の対応体制

１）　医療との連携体制として重度化及び看取りに伴う医療ニーズに応えるため、協力医療機関ならびにかかりつけ医への連携体制を確保します。

①　看護職員の配置体制

当ホームに配置している他、協力医療機関である介護老人保健施設ふるさとの森に勤務する看護師、又はかかりつけの医療機関及び連携する事業所の看護師が定期的に訪問し、利用者の日常的な健康管理、通常時および急性期における医療機関との連絡・調整を行います。

②　急性期における医師や医療機関との連携体制

協力医療機関の確保および、２４時間の体制により連携体制を整えます。

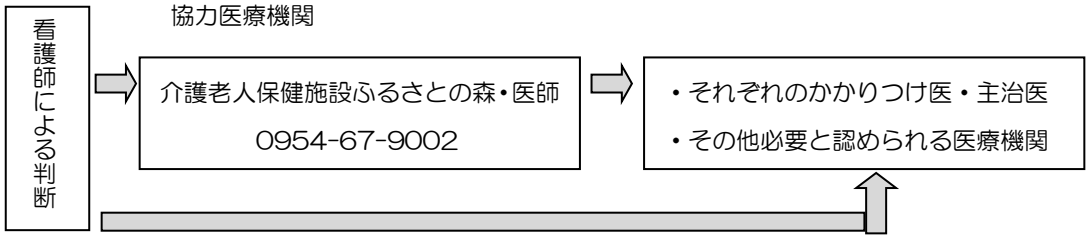

③　急変時や終末期における延命処置について

「急変時や終末期における医療等に関する意思確認書」を作成し、その同意書に沿った処置を行います。※心臓マッサージ　AED　人工呼吸等

２）　多職種協働によるチームケアの体制

各職種の専門性によるアプローチとチームケアを基本とし、それぞれの分野で果たすべき役割に責任を持って取り組みます。

①　重度化及び看取りに伴うケア計画の作成

重度化及び終末期であっても「その人らしい」生活が継続出来るように、ニーズの変化に応じた計画書を作成し、ご本人・ご家族とともに生活支援の目標を決定します。

②　ケア計画に沿ったケアの充実

ご本人・ご家族の意向に沿ったケア計画に基づき、その方の心身の状態と気持ちに寄り添った適切なケアの提供に努めます。

③　家族・地域との連携

家族および地域住民とのネットワークを大切にし、重度化及び終末期でも尊厳ある生活が保たれ、それに伴う「生活の質」が維持出来るよう家族・地域との連携に努めます。

（３）重度化及び看取りに関する各職種の役割

【管理者】

・看取り介護の総括責任者の任命
・職員への指針の徹底と重度化及び看取りに関する教育と研修

【看護職員】

・日常的且つ、緊急時の主治医または協力医療機関との連携
・重度化及び終末期に伴い起こりうる処置への対応と職員への伝達
・緊急時の対応
・定期的なカンファレンスへの参加
・心身の状態のチェックと経過記録

【計画作成担当者】

・ニーズに沿った計画書の作成と継続的な家族支援
・多職種とのチームケアの確立と定期的なカンファレンスの実施
・緊急時の対応

【介護職員】

・ケア計画の周知徹底
・ニーズに沿った食事、排泄、清潔保持への配慮
・身体的、精神的緩和へのケアアプローチ
・細やかなコミュニケーションケア
・心身の状態のチェックと経過記録
・定期的なカンファレンスの実施と参加

（４）職員に対する教育・研修

利用者の重度化及び看取りに対応するための介護技術、専門知識の習得を目的とし、介護の質の向上を目指し施設内・外への研修会の積極的参加推進により、教育・研修を実施します。

①　重度化及び看取りの際に伴うケアの知識と技術の習得
②　重度化及び看取りの際に起こり得る機能的、精神的変化への対応
③　チームケアの充実
④　ケアの振り返り

（５）入院中における居住費・食費・光熱費の取り扱い

・居住費（家賃）については、入院期間中であっても家具等が置かれている期間は在籍とみなし算定の対象となります。
・食費については、原則として実食された時間のみの算定となります。
・光熱費については、当ホームで生活された期間のみ一日単位での算定となります。

※看取りに関しましては、実際に開始される段階で、新たに承諾書等の作成を行います。

１２．　身体拘束の禁止

事業所及びサービス従業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。なお、緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、利用者やその家族に拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、期間等について説明し、文書による同意を得ることとする。

１３．　苦情処理体制について

１）利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

① 相談、苦情に対する常設の窓口を事業所の管理者が担当する。

② また、匿名性を担保できるよう事業所内に「意見箱」を設置する

③ 担当者（苦情受付担当者）が不在でも、当事業所内の職員が対応出来るように指導を行い、相談及び苦情の内容を必ず担当者に報告する。

苦情受付担当者	管理者　山中龍太郎

２）　円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

① 苦情があった場合、計画作成担当者は速やかに利用者及び利用者の代理人に苦情の内容を確認する。

② 業務改善会議等で苦情の内容等を検討し、改善に向け話し合いを持つと同時に、利用者及び利用者代理人に苦情の解決策を伝えて了解を得るように努める。

③ 利用者からの苦情申し立てには「苦情申立書」を送付し、利用者当人が「苦情申立書」に記載後、直接国民健康保険団体連合会に郵送して頂く。

④ 申し込まれた苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合においては必要な改善を行う。

⑤ 苦情の解決においては具体的な方針を定め、計画作成担当者が利用者及び利用者代理人に対して説明を行い、解決されたか否かを確認する。

⑥ その後も継続的な把握に努め、苦情内容の再発防止を図る

⑦ 苦情の記録は台帳に保管し、再発防止に努める。

３）その他参考事項

① 職員の研修を行い、専門性を確立するための倫理観を養う

② 業務改善会議の情報は職員間で共有化する。

③ モニタリングを常に行い、利用者のニーズの把握を適切に行い、主体的な生活が保障されているかどうかを常に把握する。

※保険者や下記の公的機関においても苦情申し立てができます。

機関名	電話番号	FAX 番号
佐賀県国民健康保険団体連合会	0952-26-1477	0952-26-6123
杵藤地区広域市町村圏組合介護保険事務所	0954-69-8222	0954-68-8220
太良町地域包括支援センター	0954-67-0718	0954-67-2163

１４．第三者評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	１■あり	近日実施日	令和５年 12 月 14 日
		評価機関名称	佐賀県社会福祉協議会
		結果の開示	１■あり　２　なし
	２　なし		

１５．非常災害対策

非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に、避難、救出その他必要な訓練を行なうものとする。

非常時の対応	別に定める「ふるさとの森防災計画」にのっとり対応を行います。			
避難訓練及び防災設備	別に定める「ふるさとの森防災計画」にのっとり年２回以上夜間及び昼間を想定した訓練を入居者の方も参加して行います。カーテン、布団等は防炎性能のあるものを使用しています。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	34 ヶ所	非常通報装置	あり
	避難経路	２ヶ所	屋内消火栓	なし
	自動火災報知機	あり	熱・煙感知器	19 ヶ所
	誘導灯	６ヶ所	火報連動	あり
消防計画等	杵藤地区消防本部への届出日：平成 26 年８月１日 防火管理者：馬戸崎みちよ			

（業務継続計画の策定等）

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

（１）　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

（２）　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

１６．虐待防止に関する対策

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

（１）　虐待防止対策委員会を定期的に実施、結果については従業者に周知徹底を図る

（２）　虐待防止の為の指針の整備

（３）　虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施

（４）　利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

虐待防止に関する責任者　（職・氏名）　管理者　山中龍太郎

１７．損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。但し、損害の発生について利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者のおかれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

　指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

【事業者】
所在地　　佐賀県藤津郡太良町大字糸岐 6851 番地３

事業所名　　グループホームふるさとの森

代表者名　　納　　富　　貴　　㊞

管理者名　　山　中　龍　太　郎　　㊞

令和　　年　　月　　日

　私は、契約書及び本書面により、事業者から指定認知症対応型共同生活介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

【利用者】

住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

【利用者代理人】

住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

利用者との続柄　　（　　）

個人情報の取り扱いについて

１． 基本的事項

グループホームふるさとの森１号館（以下、事業所という）は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別される又は、識別される可能性があるものをいう）の保護の重要性を認識し、当事業所が提供する介護サービス実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取り扱いを適正に行うものとします。

２． 秘密の保持

事業所は介護サービス提供により業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。利用契約が終了又は解除された後においても同様とします。

３． 従業者の遵守

事業者は、事業所に従事している者に対して、在職中及び退職後においても業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報保護に必要な事項を遵守させるものとします。

４． 収集の制限、内容の正確性の確保

事業者は、介護サービスの提供のため個人情報を収集するときは、その利用目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な方法で収集するとともに正確かつ最新の内容に保つこととします。

５． 利用の制限

事業者は、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用目的を特定し書面により同意されたものについてのみ利用します。また、同意された利用目的以外に利用する場合には、個別に書面により同意を得るものとします。

６． 利用目的

（１） 介護関係事業者内部での利用目的

① 当事業所が利用者等に提供する介護サービス

② 介護保険事務

③ 介護サービスの利用者に係る事業所等

- 入退所等の管理
- 会計、経理
- 事故等の報告
- 利用者の介護サービスの向上に関する業務

（２） 他の事業者等への情報提供

① 当事業所が利用者等に提供する下記の介護サービスに関すること

- 当該利用者にサービスを提供する他の介護保険施設、病院、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- 家族等への心身の状況説明

② 下記の介護保険事務に関すること

- 審査支払機関へのレセプトの提出
- 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等

（３） 上記以外の利用

① 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
② 事業所において行われる学生の実習への協力
③ 居室等での名札の使用
④ クラブ活動等の作品展示時の名札掲示
⑤ 行政機関・介護関係事業者間等の研修会・研究会等への発表資料
⑥ 事業所から発信するＳＮＳなどへの公開
※⑤⑥については住所氏名が特定されるものではない

（４） 法令上、介護関係事業者が行うべき義務として

① サービス提供困難時の事業者間の連絡
② 居宅介護支援事業者等との連携
③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
④ 利用者に症状の急変が生じた場合等の主治医の連絡等

（５） 行政機関等の報告徴収、立入検査等に応じることが間接的に義務付けられているもの

① 市町村による文書等提出等の要求への対応
② 厚生労働大臣又は都道府県知事による報告命令、帳簿書類作成の提示命令等への対応
③ 都道府県知事による立ち入り検査等への対応
④ 市町村が行う利用者からの苦情に関する調査への協力
⑤ 事故発生時の市町村への連絡

７． 利用同意の取り消し

個人情報を取得する時点で、本人の同意がなされたもののうち、その一部について同意を取り消す旨の申出があった場合は、その後の個人情報の取り扱いについては、本人の同意が取り消されなかった範囲に限定して取り扱うものとします。

８． 保有個人データ

事業所が所有する個人データについて、本人から開示等の求めがあった場合には、担当者の意見を聞いた上で、速やかに開示等をするか否かを決定します。なお、開示等をしない場合はその理由を文書で通知します。
開示等の受付先担当者　管理者　山中龍太郎

９． 苦情処理体制

個人情報利用の取り扱いに関して苦情・疑問・開示を希望される場合には重要事項説明書に記載の苦情受付担当者にお申し出下さい。

【説明者】　グループホームふるさとの森

管理者　　山中龍太郎　　㊞

令和　　年　　月　　日

私は個人情報の取り扱いについての説明を受け、上記の目的で利用されることに同意します。

利用者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

利用者代理人氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞